

E Bサービス利用手数料等に関する覚書

株式会社北九商事（以下「甲」という）が株式会社北九州銀行（以下「乙」という）あて〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日付にて差入れた下記サービスの利用申込書および関係規定・関係条項にもとづき、該当するサービスの手数料等について下記のとおり覚書を締結する。

記 該当サービス利用申込書に記載の日付をご記入ください。

1. サービス名称

サービス名称	関係規定	関係条項
☐ パソコンサービス (VALUX)	パソコンサービス (VALUX サービス) 利用規定	第 7 条
☐ パソコンサービス (VALUX) 以外	パソコンサービス規定	第 6 条
☐ 専用機サービス	専用機サービス規定	第 6 条
☐ コンピュータサービス (AnserDATAPORT)	コンピュータサービス (AnserDATAPORT) 利用規定	第 5 条

該当サービスを
✓してください。

(注) 該当するサービス名称にチェック

2. 利用手数料等

- (1) 契約料 50,000 円
- (2) 基本手数料 月額 30,000 円
- (3) 従量手数料
- ①照会サービス (標準サービス : データ伝送) 利用手数料
- 月間 1,000 件未満の場合 月額 円
- 月間 1,000 件以上の場合 月額 円
- ②振込振替サービス振込手数料
- 乙所定の振込手数料
- ③データエントリーサービス (コンピュータサービス (AnserDATAPORT) の場合)
- 1 件につき 2 円

該当サービスの
手数料額を
ご記入ください。

なお、上記手数料金額には消費税は含まないものとし、甲は、手数料合計額と乙所定の計算方法により算出した消費税額との合計額を支払うものとする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有する。

〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

甲 (住 所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

(会社名) 株式会社北九商事
代表取締役社長 〇〇 〇〇

乙

